



第6章

地区レベルの基本方針

6-1. 地区区分の設定

河川や鉄道などの地形的条件、まちの成り立ちなどを考慮して、都市計画区域を以下の4つの地区に区分し、それぞれの特性に応じた地区づくりを進めます。

〈駅西地区〉

本市の歴史とともに古くから発展してきた地区であり、富良野駅前や国道沿道などまちの顔となる都市機能の集積地と住宅地が共存する市街地を形成しています。

〈駅東地区〉

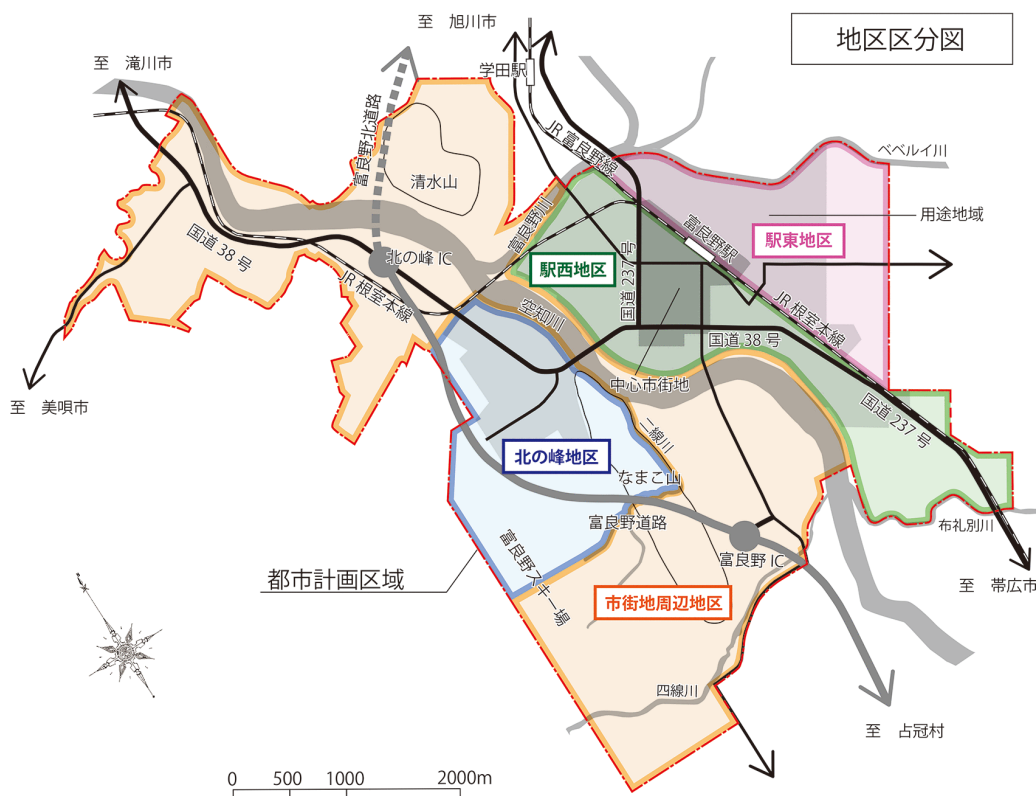
昭和40年代以降に広がりを見せた地区であり、主に閑静な住宅地が大部分を占めつつも、国道237号沿道に花園工業団地が配置された市街地を形成しています。

〈北の峰地区〉

本市の観光開発とともに発展してきた地区であり、住宅地のほか、観光関連施設、国道38号沿道に学田工業団地が配置された市街地を形成しています。

〈市街地周辺地区〉

一部で観光の利用が進められている地区であり、市街地を取り囲む形で大部分が森林や農地で構成されています。



6-2. 駅西地区の基本方針

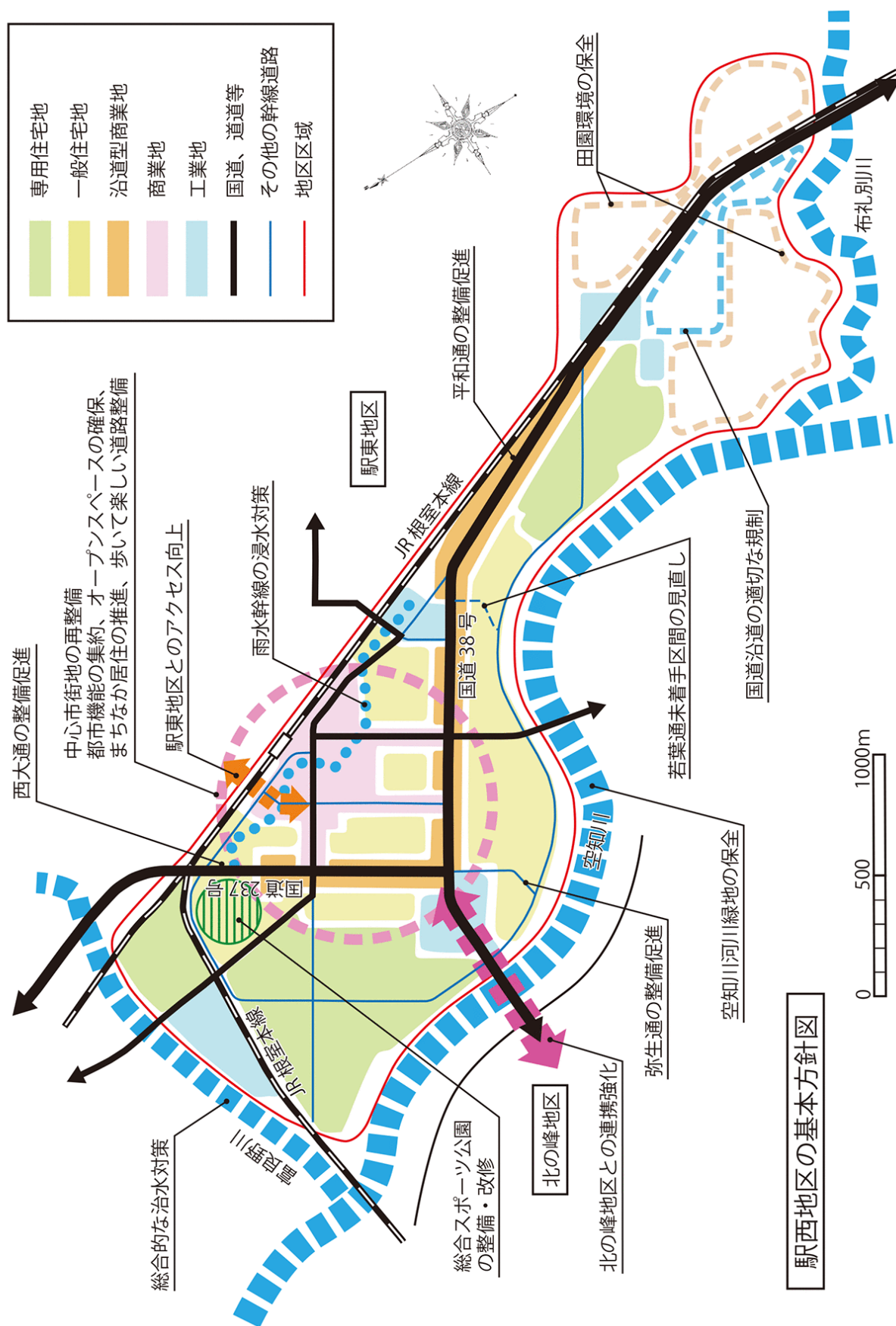
1) 地区の目指す方向性

中心市街地を核とする都市中心ゾーンに主要な都市機能の集約を図り、商業・業務及び観光における「富良野市の顔」となるよう整備を進め、駅東地区や北の峰地区と連携しながら、一体的な利便性の向上、快適な居住環境の形成を目指します。

2) 地区の基本方針

① 富良野市の顔づくり	■ 中心市街地の再整備	・東5条3丁目地区市街地再開発事業により、商業施設の集積化、共同化等を図るとともに、中高層住宅を整備し、まちなか居住の推進を図ります。 ・中心市街地内の交流と賑わい、回遊性を高めるため、滞留拠点施設の整備とともに、相互に連携させる案内サインや休憩スペースの整備を図ります。
	■ 緑の空間形成	・市街地の再生と併せたオープンスペースの確保により、緑化の推進を先導的に行い、富良野市の顔に相応しい景観形成を図ります。
	■ 質の高い道路整備	・中心市街地内の道路は、歩行者の安全性と快適性を確保するため、バリアフリー化とともに歩いて楽しい道路整備を図ります。
② 市街地の連携	■ 北の峰地区との連携軸の強化	・北の峰地区の観光地と容易にアクセスできる道路を維持し、公共交通の充実を図ります。
	■ 駅東地区とのアクセス向上	・駅東地区とのアクセス向上を検討します。
③ 住環境の保全	■ 雨水幹線の浸水対策	・雨水による内水氾濫を防止するため、無頭川の整備に努めます。
	■ 空知川河川緑地の保全	・富良野らしい自然景観を構成する空知川河川緑地は、良好な住環境を形成する重要な緑地として引き続き保全します。
	■ 河川の総合的な治水対策	・富良野川については、河川改修を図り総合的な治水対策に努めます。 ・著しい浸水が予想される住宅地の防災・減災対策を検討します。
④ 新たな住環境の創出	■ 都市計画道路の整備と見直し	・西大通、平和通、弥生通の整備促進を図ります。 ・若葉通の未着手区間について、起点の見直しを検討します。
	■ 公共施設の適正な配置	・全市的利用に供する施設の都市中心ゾーンへの集約に努め、都市機能の維持向上を図ります。 ・総合スポーツ公園等の公共施設の再整備に伴い、用途地域等の変更を検討します。

④ 新たな住環境 の創出	■住宅地の景観向上	・住民との協働による庭先等を活用した住宅地の景観向上を進めます。 ・空き地、空き家の利活用による小規模な住宅地の供給を図ります。
	■総合スポーツ公園の整備・改修	・総合スポーツ公園の整備と改修を検討します。
⑤ 工業地の 利用促進	■合理的な工業地の利用	・特別用途地区等の指定により、工業地への住宅の混在防止と、周辺住環境へ配慮した建築物の誘導を進めます。
⑥ 白地地域の 適切な規制	■国道沿道の規制	・扇山地区の国道沿道の白地地域は、周辺環境への影響に配慮しつつ、幹線沿道の秩序ある土地利用に向け適切な規制を図ります。
	■田園環境の保全	・扇山地区の農地は、農業を振興する区域として引き続き環境を保全し、特定用途制限地域等により市街地の拡大を抑制します。



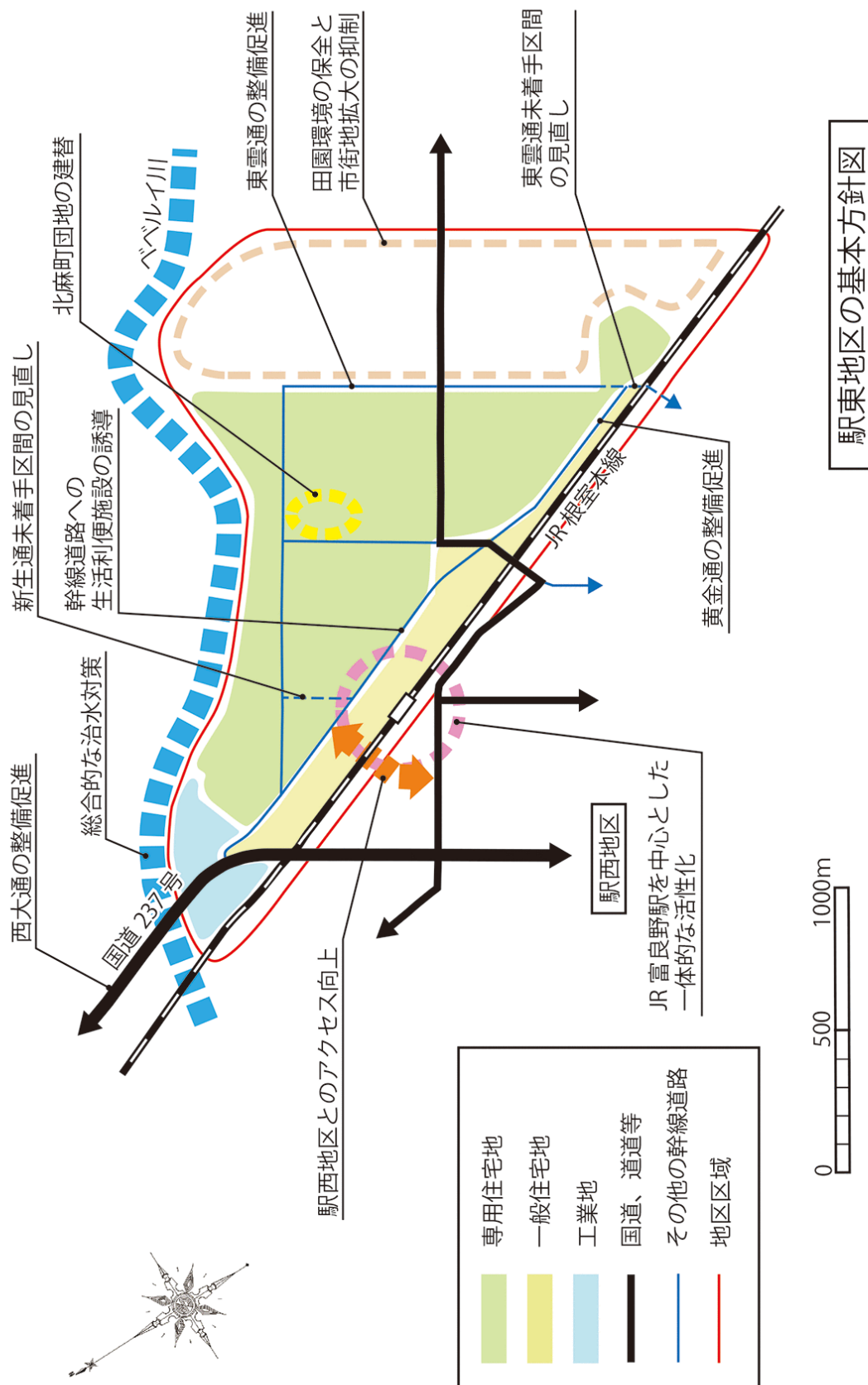
6-3. 駅東地区の基本方針

1) 地区の目指す方向性

落ち着いて暮らすことのできる良好な住環境を基本としつつ、国道沿道の工業団地による地域産業の振興や、JR富良野駅を中心とした駅西地区との一体的な利便性向上と活性化を目指します。

2) 地区の基本方針

① 住環境の保全と整備	■ 既存住環境の保全	・低層住宅を主体としたゆとりある良好な住環境を保全します。
	■ 公営住宅の整備	・老朽化した北麻町団地の建替とともに、オープンスペースの創出により、ゆとりある住環境を整備します。
	■ 河川の総合的な治水対策	・ベベルイ川については、河川改修を図り総合的な治水対策に努めます。 ・著しい浸水が予想される住宅地の防災・減災対策を検討します。
② 新たな住環境の創出	■ 生活利便施設の誘導	・地区住民のための生活利便施設の立地を幹線道路の沿道に誘導します。
	■ 住宅地の景観向上	・住民との協働による庭先等を活用した住宅地の景観向上を進めます。 ・空き地、空き家の利活用による小規模な住宅地の供給を図ります。
	■ 都市計画道路の整備と見直し	・西大通、東雲通、黄金通の整備促進を図ります。 ・新生通と東雲通の未着手区間について、見直しを検討します。
	■ 公共施設の適正な配置	・公共施設の種別に応じた適正な配置と整備を図ります。
③ 富良野市の顔づくり	■ 駅周辺の整備と活性化	・医療福祉施設の集積と中高層住宅の配置により、高齢社会に対応したまちづくりを推進します。
④ 市街地の連携	■ 駅西地区とのアクセス向上	・駅西地区とのアクセス向上を検討します。
⑤ 田園環境の保全	■ 田園環境の保全	・引き続き大沼・扇山地区の農地は、農業を振興する区域として環境を保全し、特定用途制限地域等により市街地の拡大を抑制します。



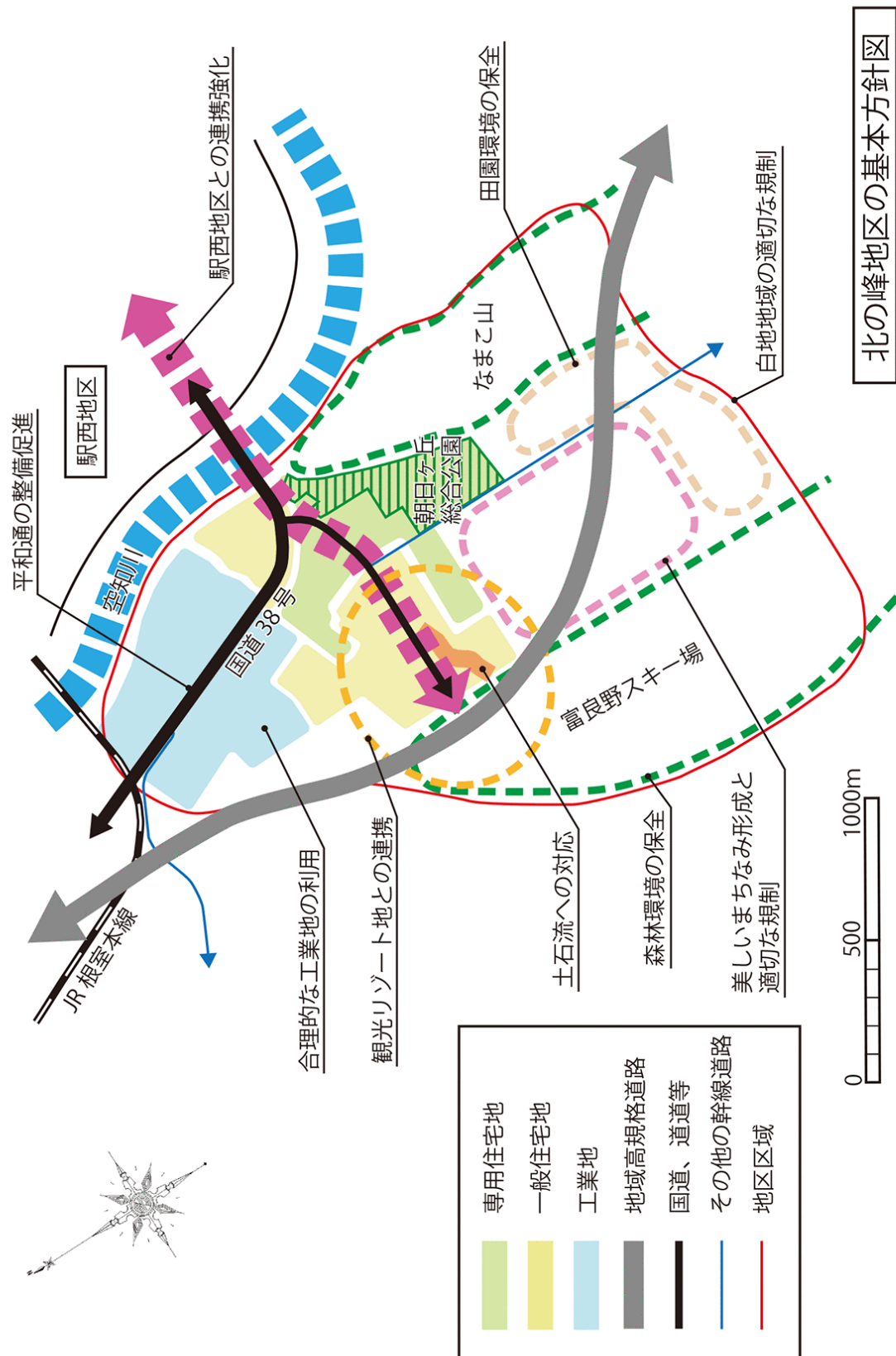
6-4. 北の峰地区の基本方針

1) 地区の目指す方向性

観光リゾート地や工業団地による産業振興を図るとともに、駅西地区との市街地間の連携を強化し、来訪者と市民の交流により富良野らしい文化を育みつつ、豊かな自然環境との調和を目指します。

2) 地区の基本方針

① 新たな住環境 の創出	■生活利便施設の誘導	・地区住民のための生活利便施設の立地を幹線道路の沿道に誘導します。
	■観光リゾート地との連携	・観光リゾート地との連携によって、地区住民を含む富良野市民と観光客や市外からの来訪者との交流の促進を図り、富良野らしい文化を創出します。
② 工業地の 利用促進	■合理的な工業地の利用	・特別用途地区等の指定により、学田工業団地への住宅の混在防止と、周辺住環境へ配慮した建築物の誘導を進めます。
③ 防災対策 の推進	■土石流への対応	・北二線川の土砂災害特別警戒区域においては、市街化の抑制を原則とし、あわせて土砂災害警戒区域についても市街化の抑制に努めます。 ・宅地造成工事規制区域による許可制度の運用を適切に行います。
④ 市街地の 連携	■駅西地区との連携軸の強化	・駅西地区の都市機能集積地と容易にアクセスできる道路を維持し、公共交通の充実を図ります。 ・平和通の整備促進を図ります。
⑤ 富良野らしい まちの創出	■美しいまちなみ形成と適切な規制	・北の峰市街地からの眺望を大切にしつつ、建築物や工作物への制限を行うことで、景観に配慮した美しいまちなみの形成を図ります。 ・下御料地区の白地地域は、隣接する市街地や観光リゾート地に配慮した適切な規制により、無秩序な開発を抑制し、富良野らしいまちなみを創出します。
⑥ 森林や農地の 環境保全	■森林と農地の保全	・地区の資源である豊かな森林や農地の環境を保全し、無秩序な開発を抑制します。
	■白地地域の適切な規制	・特定用途制限地域の見直しを必要に応じて行い、建築物の適切な規制を図ります。



6-5. 市街地周辺地区の基本方針

1) 地区の目指す方向性

市街地を取り囲む森林、河川、農地は、本市の美しい自然を感じさせる大切な財産であることから、これらの環境の保全を基本とし、観光リゾート地としての活用は、区域を限定したうえで自然環境との調和を目指します。

2) 地区の基本方針

① 自然環境の保全	■ 森林環境の保全と再生	・市街地を取り囲む豊かな森林は、本市の魅力である美しい自然環境を構成していることから、森林環境の保全を図りつつ森林の再生にも努めます。
	■ 田園環境の保全	・市街地の周辺に広がる農地は、美しい田園風景と環境の保全を図り、基幹産業としての農業の振興を優先していきます。
	■ 河川環境の保全と再生	・市街地の外郭を形成し骨格となる空知川、富良野川等の水質保全、河川環境の保全と再生を図ります。
② 自然環境の適正な活用	■ 河川空間の適正な活用	・市街地に接する空知川、富良野川等は、総合的な治水対策を図りつつ、河川空間の利活用として、親水性の向上や連続性のある散策路の整備を図ります。
	■ 自然環境と調和した観光リゾート施設の規制	・富良野スキー場周辺では、特定用途制限地域及び景観地区に基づき、自然環境と調和した観光リゾート施設の適切な規制を図ります。
③ 白地地域の適正な規制	■ インターチェンジ周辺の規制検討	・北の峰 IC 及び富良野 IC 周辺における乱開発の抑止に努め、必要に応じて特定用途制限地域の見直しを検討します。
	■ 清水山周辺の規制検討	・清水山周辺における開発需要の高まりを見据え、必要に応じて特定用途制限地域の見直しや景観地区などの指定を検討します。
	■ 特定用途制限地域等の見直し	・市街地の無秩序な拡大や観光リゾートの乱開発を抑制し、森林や農地を保全するため、特定用途制限地域などの制限内容の見直しを検討します。 ・田園居住地区については、地域特性にあった誘導を図るためエリアの細分化や制限の強化を検討します。
④ 防災対策の推進	■ 土砂災害への対応	・四線川、五線川、御料三線川、及び清水山の土砂災害特別警戒区域においては、土石流や急傾斜地の崩壊に備えて市街化の抑制を原則とし、あわせて土砂災害警戒区域についても市街化の抑制に努めます。

